

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

（令和3年9月6日 午後3時10分）

●議長（佐藤武雄） 会議を再開します。

通告の5、片野良之議員。

- 1 町内の盛り土の安全確認は
- 2 町内の環境保全を目的として現行の各条例や要綱を必要に則したものと
改正する考えは
- 3 福祉避難所設置に関して
- 4 気候非常事態宣言の重要性をどの様に考えているのか

議席番号5番・片野良之議員。

◆5番（片野良之） 議席番号5番・片野良之です。午前中から出られているほかの同席議員からの質問と重なる部分がありますので、なるべくこちらでも簡単にやっていきたいと思いますので、明確な答弁をお願いいたします。まず、町内の盛り土の安全確認についての質問です。熱海の盛り土による土砂災害から時間の経過とともに全国の自治体で盛り土の再調査が行われるようになってきました。この町内にも大規模な盛り土が町のホームページによると12か所あります。またはホームページには載っていない規模の盛り土も何か所もあります。それらを含めた盛り土に関して町として現地での安全確認などを行ったのか、また、その結果はどうだったのかお聞きしたいと思います。熱海での土砂災害以降、住民の方から不安の声がいくつも寄せられていますので、住民の不安解消のためにもきちんとした答弁をお願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） お答えをさせていただきます。熱海の災害ということで、本当に大変な災害が発生したわけでごさいます。関係の皆様方に心からお見舞いを申し上げさせていただきますというふうに思います。それを受けて、国土交通省でもですね、全国にその盛り土の調査というようなことの中で、今に至っているわけでごさいます。令和元年度に国交省が第1次のスクリーニング調査を行いまして、今、お話がありました町内では12か所がその対象になったということでごさいます。それで、令和2年度において、第2次のスクリーニングを行う計画の作成のための盛土造成地の安全性を把握するための現地調査と、その結果に基づき、どの場所から進めていくべきか、優先度の調査を行ったところでごさいます。これらの調査内容について、それぞれまた優先度を決めたところで、関係土地の地権者等に現状をお話するよう申し上げ、ボーリング調査等々、詳細な調査を国庫補助を受けながら実施をしていく予定だということでごさいます。要は、それぞれ私有地の問題もありますので、地権者の皆様方の理解をいただきながら前提として、そういったことを進めていく予定であるということでごさいます。

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 既に調査は終わって、これから優先順位を付けながら進めていくという答弁でした。現状として、どのような形での調査をされたのか、また、例えば衛星写真を使ったものだとか、ドローンを飛ばしたりだとか、そういった細かいことなども行われたのでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 海口建設水道課長。

■建設水道課長（海口泰幸） 議員の質問にお答えさせていただきたいかと思えます。調査の内容につきましては、盛土及び擁壁の形状とか構造、それから宅地地盤、擁壁、法面の変化があるかないかとかそういった所を見させていただきました。それから、地下水の有無、盛り土の下の不安定な地層があるかどうかということを実地調査をしておりますので、当然、ボーリングとかはしていないのですけれども、そういったところが、かきかかっているかどうかとか、そういった所を含めての調査をさせていただいています。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） ありがとうございます。思ったより細かい調査をされているようで安心しました。是非ですね、早めのボーリングを含めたきちんとした調査をしていただいて、住民に安心を与えられるような形になるべく早くもっていただきたいと思います。それとですね、町内の盛り土の土砂搬出入が行われている場所で、周辺の道路が土まみれになり、晴れた日は土ぼこり、雨の日は泥まみれになっているか所が見受けられます。住民の方から現地を見てほしいとの声がありまして、私も複数回、見に行ったのですが、晴れた日は土ぼこりがひどくて、本当に車の窓が開けられず、雨天だったときは瞬くまに車が泥まみれになりました。そのような状況が見受けられたのですが、占有の私道ではない町道だと思われるのですが、そういった所を道路管理上において適時、適切に指導などが行われているかどうかを確認したいと思います。

●議長（佐藤武雄） 海口建設水道課長。

■建設水道課長（海口泰幸） お答えさせていただきたいかと思えます。町発注の工事につきましては、道路を汚さないための方法を施工計画書の中で確認していきまして、場合によっては、先ほどおっしゃったように汚しているというような場合もありますので、その部分については、ちゃんと片付けるというような指導をさせていただいております。県からも出ております県資料の方からも工事用出入口付近の道路の汚損には特に留意し、現場からの泥の盛りだしが極力起きないように整備を行うとともに定期的に道路清掃を行うことというような形の中で、そういった資料も出ておりますので、業者も承知はしているとは思いますが、その工事の最中で出ている部分か何かは処理されていない部分があるのかもしれませんが、その部分については、また、町として、しっか

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

りと管理をしていきたいというふうに考えております。併せまして民間工事によりましては、道路が汚れている場合には、事業者に対して、指導をこちらの方でも行っておりますので、ご迷惑をかけていることはお詫びいたしますが、今後、また、しっかりと指導していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、町民の方々が安心して道路を使えるように今後とも指導の方は、しっかりとやっていただきたいと思っております。

次の質問に移りますが、町内の環境保全を目的として、土砂条例などの既にある条例や要綱を現状や必要に則したものと改正することをこの重要性を町行政では、どのように考えていらっしゃるのかをまず、お聞きしたいと思います。まず、土砂条例に関してですが、信濃町では平成10年につくられ、昨年の令和2年に改正されています。しかし熱海での土砂災害などを鑑みると内容的に、このままで良いのか不安も覚えます。今後は、もっと細やかな内容にしていく必要が出てくるのではないかと思います、更に充実した内容になるように再検証など、現在行われているのかをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。土砂条例につきましては、信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例として、平成11年1月1日に施行をさせていただきます。この条例は、その目的にあるように、環境の悪化及び災害発生を未然に防止するため、必要な規制を行って町民生活の安全を確保し、保全していくのだという目的でございます。そもそもでございますけれども、条例第2条第1号に定義する土砂等において、産業廃棄物以外の土砂を定義していることから、まず、当時この条例を作ったときには、産業廃棄物を土砂として持ち込ませないことで環境の悪化を防止し、併せて災害の発生も未然に防止することを目的にして制定されたものと考えています。その目的に沿った条例と考えていますし、産業廃棄物を混入した土砂の持ち込みを規制するために重要な役割を果たしている条例だというふうに考えて評価させていただいています。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 作られた当時の状況は、今説明いただきましたが、当時はそれで良かったと思います。ただ今は、それだけではない部分が出てきていますので、その辺に合わせた更なる細かい部分になってくるとは思いますが、改正などは是非、検討していただきたいと私は思っているのですが、その辺の考え方をもう一度、確認のためにお願いします。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） その時々事情に合わせた状況を見て、条例を見直すことは、大事なことだというふうに思いますが、ただ、見直す対象の目的がどういう目的でどういう条例をやっていくのだということ、この土砂災害等々で、その規制すること自体が正しいのか、ほかの条例なり、要綱等を作成して規制することが正しいのか、そういうことは検証して、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、現状に合わせた改良といえるようなものを進めていただければと思います。

次に町内の森林の伐採などについて、届出の制度や規制の有無について広域のものは信濃町にはありますが、小回りのきいた町独自、信濃町版と言える内容の条例や要綱が見当たりません。県に準じてだけの内容ではなく、この信濃町の環境や実情に即した制度を作る必要があるように思いますが、先ほども同僚議員が近い内容のことを質問してしまして重なっている部分があると思いますが、町独自のものを作る必要性を行政としてどのように考えているか改めて伺いたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 森林の立木の伐採につきましては、森林法に基づきまして届出等が義務化されております。伐採前、それから伐採後に造林の届出等を行うことが義務づけられております。町では、森林整備計画に適合した施業であるかどうかの確認を行いまして、特に、伐採後ですね、森林以外の用途に供されるようなことになる場合にはですね、関係各課と協議をいたしまして、適した伐採である場合については、適合通知を発出しているというような状況です。適合しない伐採については、適合した施業が行われるように届出があった計画に対しまして、変更等命令する場合もございませぬ。無届けで伐採等した場合等には、町長が伐採の中止及び造林を命ずるといったようなこともできる規定となっています。町独自の条例等を作るというような計画等はございませぬ。以上です。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 今は、町内の森林の伐採などについてだけをおききしたのですけれども、例えばソーラーパネル、ソーラー発電を作るために伐採をしました。しかし、話が立ち消えになりました。そのまま、木は切られたままです。何も植林はされていませんというようなことが、町内でも見受けられている場所が何か所かあるのですが、その辺は町ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

■産業観光課長（佐藤巳希夫） そのようなケースは、認知していない状況です。以上です。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 認知されていないようであれば、また、改めて町内をいろいろ調べていただきたいと思います。町内で、ソーラーにだけ関わるわけでないのですが、森林林野部が伐採されて、ほかのものに、例えば産廃もどきの場所になっている場所があったりだとか、あと、木は切られました、しかし何も作られません。よくよく話を聞いたら、先ほど申し上げたようなソーラー発電の話が立ち上がって木は切ったけれども話が立ち消えになって、そのままにされているというようなところが、本当に町民の方からも話を聞くのですね。そういった所を現状復帰という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、また、切った所に植林をして、元の緑を取り戻そうと計るのか、それともそのまま、放置して、虫食い状態みたいな緑のない場所を作ってしまうのか、その辺、町はこれから、そういった事柄に対しては、対応していくのかを是非、考えていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） もし、そのような事例がありますればですね、森林法の規定の中に、罰則の規定等もございます。どういう計画が出て、現状がどういうふうになっているか等確認して、対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） それでは次に、太陽光発電に関して、平成29年6月より補完された要綱やガイドラインが施行されていますが、今、考えられる十分な内容になっているのか、そういったことを検証されているのかどうかを伺いたと思います。町内の林野部では大きくはない規模のソーラー発電が虫食いのように増えてきています。先ほども同僚議員からの質問の中にもありましたが、中にはハザードマップの危険地域のすぐ脇にも見受けられます。このような場所にソーラー発電が作られることにより周辺への影響がどのようになるのか心配をする声が寄せられています。このことに関して行政ではどのように考えられ、また、対応していかれるのかを伺いたと思います。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 太陽光のガイドライン等の検証等のご質問かと思いますが、検証につきましては、県内他市町村で制定しています太陽光発電施設設置に関する条例、また要綱、その内容と比較する中で、確認や必要に応じて顧問弁護士との法律相談も行っているところでございます。なお、今後もそういう設置の動きも活発になる可能性もございますので、指導内容の内容につきましては、他市町村の状況、法改正等もござい

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

ますので、それらを精査して、必要に応じて改定等を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 信濃町の指導要綱では、低下出力が20キロワット以上または、開発行為等の面積が400平方メートル以上というふうな記載があります。ただ、これに合致しないもっと小規模なもの、これは、私有地だからということで、町内の中でもガンガンと作られていったら、本当にこの信濃町の景観、寂しいことになるのではないかと私は思うのです。太陽光発電自体が悪いということではなくて、やはり、秩序を持った作られ方、認可の出し方、そういったものが求められてくると思うのですが、その辺、もう一度、改めて伺いたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 他市町村では、50キロワット以上ということで、条例等で定められているところでございます。うちの方は、逆に言うと20キロワット以上ということで、これにつきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行規則に義務づけられております。事業計画における項目を記載した標識を掲示する、それが20キロワット以上ということになっておりますので、うちとしては、20キロワット以上、確認する必要があるということで要綱としては20キロワット以上というふうにしてあるところでございます。逆に厳しくしていると言っては語弊がありますが、そういう経過で20キロワット以上ということにしてあるところでございますので、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 確かにほかの自治体を見るとワット数がもっと大きいところがたくさん見受けられます。ただ、20キロワットが大きい小さいかというのは、やはりこれはちょっと分かりづらい部分がありますが、先ほど私も申し上げたように、この景観の素晴らしい信濃町、私はよその土地で産まれてここに嫁いできて、ここに骨を埋めようとしていきている者なのですが、本当にこの素晴らしい景観を台無しにしてしまわないように行政にはやはり公的な立場から目を光らせておいていただきたいというので、今回の質問の中にこれを入れさせていただきました。太陽光発電が悪いとかそういうことは一切思っておりません。必要なものだと思っております。そこだけは誤解のないようお願いいたします。関連というわけではないのですが、この信濃町は水源地としての側面を持っています。それゆえに林野の伐採などにも十分な注意や環境保全のための規制の必要性があると考えています。このことについて同僚議員からの質問とも本当に重なってしまっているのですが、この大切な水源地としての機能、そして風光明媚なこの信濃町を守り支えていくという部分から行政として、今後どういうふうな思いでの取り組みを発展させていこうとしているのか改めて伺います。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 先ほどの議員さんからもご質問がありました。例えば水源の安全性の確保等々のご質問もいただいたわけでございます。先ほどの中で、黒姫山系の中で国有林だから民有地があまりないだろうというふうに言われたのですが、答弁もあまりしていなかったと思うのですが、しかし、黒姫高原のあの山の裾野にですね、野尻湖の鬼の釜水源というのがあるのですね。これが、平成6年でしたか、まさにこれ長野県下、初めて信濃町水源保護条例というのを作ったのです。そのところに平たく言えば変な開発はできませんよということで、今もそのことが生きています。先ほど言いましたようにですね、例えば斑尾山系で、そういう場所があると、いろいろ水源については、民有地といいますか、近隣がですね、そういう場所もあろうかと思えます。これは、やはり地権者のひとつは大きなご理解がなければですね、そのエリア全体のカバーといいますか、できないわけでございます。可能なら私はそういった場所も将来的に水源として、大事な財産として町が活用していくという方向性を持つとするならば、そういったところにも地権者のご理解をいただいてですね、簡単にあまりあちこち土地が移動しないようなですね、そんなようなことができればいいなあと、検討してみたいなというふうに思います。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、水源だけではないのですが、特に水源は町長が言われてたように、いろいろな部分がありますので、完全にこれを町の財産として、取得するという事は難しいとは思いますが、それに準ずるような形、もし可能であれば、例えば長期間での契約で借り受けるような形で特に外国資本、そういったところに、持って行かれないように、食われないような形で水源等を守っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。以前にも取り上げた問題ですが、福祉避難所の設置について、その後の進捗と現在の取り組みについてお聞きしたいと思います。今年5月に福祉避難所設置等に関する法改正が行われましたが、これに伴う見直しや新たな情報収集などが行われたのか、先ほどの同僚議員からの質問とも重複しますが、改めてお願いします。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年5月20日付で、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定について、内閣府及び消防庁から通知がございました。改定の経緯として、令和元年台風19号等を踏まえた、高齢者等の避難のあり方についての最終取りまとめがなされ、介護ですとか障がいのある方については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあること、それから一般避難所への避難が難しい場合があること、平素から利用

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

している施設へ直接避難したいというような声があることなどを踏まえて一部改定がなされたものというふうに認識をしてございます。そのような中で当然、町としましては中身を確認をしまして、今後、要配慮者の個別避難計画を策定していかなければならないというようなことで、そちらの方に反映をした計画を作ってまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 今、かなりまとめてお答えいただいたのですが、今、お答えいただいた中にもありました避難に関しての要配慮者への支援計画、これは本当に喫緊の作成が必要だと思うのですが、これは今どのくらい進んでいるものでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 現在は、民生委員会ですとか福祉介護関係者と協議、意見交換をする中で、これから個別避難計画の策定を進めようというところでございます。それで、ひとり一人作成していかなければなりませんので、災害が待ってくれないのは重々承知しておりますが、時間はかかります。国の示す優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する交付税措置についてということで、国のその通知には、個別計画の作成については、要介護度3から5の高齢者や身体障害手帳1、2級を所持している者の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住むものや、独り暮らし又は高齢夫婦2人暮らしの者など優先度が高いと判断した者から、地域の実情を踏まえながら、計画の策定に取り組んでいただきたいということでございまして、なるべく急いで作成するよう努力はいたしますけれども、時間はある程度かかってしまうことは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 実際問題として今、コロナのワクチン接種もやっていただいている予定よりもだいぶ早く進んでいる、これは本当に町の職員の皆さん、そして携わっている方々の努力の賜物だと本当に私も感謝しながら見ています。そういった中で、並行しながらどんどん、あれやれこれやれと言われても、実際難しいというのは分かります。本当にこの要配慮者への支援計画全てが個別に練り上げていかなければいけないものなので、大変なご苦労、これから本当に対応されるということを思いますので、それでも可能な限り早く頑張ってもらっていただきたいと思っております。それから、これにつながるものでもあるのですが、避難時の移動手段確保などの支援策、これは町独自のものと事業者との連携などいろいろな形があると思うのですが、これは、どのように今進んでいるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 移送手段につきましても個別避難計画で定める必要がございます。内閣府のガイドラインにも定められていますが、自宅から福祉避難所への避難、一般の避難所から福祉避難所への避難につきましては、まず一番は、要配慮者及びその家族から始まりまして、それが難しければ、自主防災組織、いわゆる地域の皆さんが、民生委員さんも位置づけられているのですけれども、民生委員さんも多くの人を担当しておりますので、限界がありますので、そうなりますと支援団体や地方自治体の職員等による支援を得て避難することというふうにしております。自治体職員も限りがありますが、緊急の場合には当然、当然といいますか消防団の皆さんにもお願いする場面が多々出てまいります。平日の場合などは、町内事業所さんなどとも応援協定を本来結んで、有事の際に助けていただくというようなことも考えおかねばならないというところで認識をしております。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） この避難時の手段確保、これは非常に重要なことでありまして、ただ、要配慮者支援での移動手段の確保だけではなくて、ほかの部分でも、例えば事業者さん自身が、被災されたとか、病院が被災してしまったとか、場所的にはどこで今、どういうふうなことが起きるか全く予想がつかなくなっているというのがありますので、是非、これも早めに関係機関との協定なり、協力関係の構築なりを進めていただきたいと思います。それからですね、ちょっと目先を変えてなのですが、保育園も避難施設として利用する場合があります。この場合に今、考えられる課題など教育委員会の方ではどのようにお考えでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） お答えいたします。災害発生時、あるいは、その恐れがある場合、推測される被災規模、想定される被災場所などから、人命尊重を最優先として各保育園、小中学校も含めましてですね、避難場所を開設するのは当然のことであり、実際いずれも指定避難場所になっています。その際、避難生活に必要な物資は外部からの搬入となります。また、避難生活が長期化し、保育又は授業が再開されることになったときは、避難されている方々に移動をお願いしなくてはならないかもしれません。更に保育園の施設は3歳から6歳の園児の使用を前提として作られているため、トイレなど大人の使用は想定しておらず、避難された方にはご不便をおかけすることも考えられる、そういった課題があろうかと考えます。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 小中学校を含め保育園も通常の避難先になっているわけですが、ちょっと視点がずれるのかもしれませんが、福祉避難所的な扱い方、これを保育園も考えてみていただいたらどうかなというのがあるのですね。例えば小さいお子さんを連れて避難をします。それが体育館であったり学校であったり公民館であったりすると思うの

ですが、やはり本当に小さい子ども達というのは環境が変わったことによって精神的に不安定になったり、泣き声が上がったりが予想されます。それに不満を持たない方は問題ないと思うのですが、やはり避難されているストレスを抱えている中で、そういったものに対する免疫と言ったら違いますかね、対応しきれない、そういうのに反発してしまう方々もいらっしゃるのではないかと思います。そういった場合を考えると子ども達が、特に3歳から6歳の子ども達が保育園に行っているわけですがけれども親しんだ環境のところであれば多少なりとストレスの溜まり具合が違うのではないかと思います。これは一概に全部に当てはまるかというのは別問題なのですが、やはり、小さな子ども達の泣き声、私は声が聞こえると「ああ、子どもがいるのだ」というふうに、どちらかという嬉しくなるのではあるのですが、それを嫌がる方々も当然避難所には、いらっしやると思うのです。そういった人達を分ける意味でも最初から行き先を少し限定するわけではなく、分けられる選択肢があってもいいのかなと思うのですが、その辺教育委員会としては、どのようにお考えになりますか。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） 避難のそのものの問題はですね教育委員会だけでは何とも判断つきかねますので、また必要があれば総務課とも検討しながら考えてまいりたいというふうに思います。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 次にですね、介護施設などが仮に被災した場合、どのように避難を支援し、また受入先の確保や対応等をどのように、これからやっていこうとお考えなのかをお聞きしたいと思います。先ほどの回答の中にありましたが台風19号での豊野の災害時における混乱などからの教訓など考慮されているか、また、それをどのように活かそうとしているのかなどを含めてお答えください。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 介護施設そのものが被災してしまったというような場合においては、若干、私も認識不足で申し訳ないのですがけれども、例えば町内の介護施設自体が、おそらくほかの介護施設とも協定を結んでおられるかどうかというところを把握はしていないのですが、市町村の立場同士で言いますと長野縣市町村災害時相互応援協定に基づきまして応援要請を行い、被災していない市町村へ応援を依頼をいたします。先ほど議員さんもおっしゃったとおり令和元年の台風19号の際には、長野市にさんですとか、近隣の千曲川沿いが被災をしましたので、当町のおらが会さんの方で県を通じて10人ほど依頼をされまして受け入れたという実績がございます。そういった対応をしてみたいというふうに思います。本当に大災害の場合には、県を通じて自衛隊等々の応援要請も依頼をいたします。

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、そういった災害が起こらないことが一番ではあるのですが転ばぬ先の杖ということで、なるべく早めにそういったところの調整とかそういったことも進めていただきたいと思います。それからですね、以前の質問時にこの災害時などに使う発電機の性能や対応能力について調べておくという答弁をいただいておりますが、その検証結果などは、どのようになっているのでしょうか。教えてください。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 発電機につきましては、令和2年度に消防庁の補助事業を利用しまして6台購入しまして合計23台となりました。当町で保有している発電機は、ガソリン又はガスで動くものとなります。対応能力の検証というお話で、医療機器との検証と思われませんが、医療機器につきましては、精密の機械、精密医療機器となりますので、小型発電機の使用は、メーカーとしては推奨されておられません。以前の答弁にもさせていただいているわけですが、医療用機器への発電機が福祉避難所で必要という状況になれば、病院関係とも相談する中で対応したいと考えているとことです。なお、今回購入しました発電機は、1800ワットというものでございますのでワット数だけで言えば、900ワットの機器を使用しても5.3時間は稼働できるという状況ですので、ただ、精密医療機器ですので、メーカー的には推奨していない、ただそういう状況ですので、本当に緊急であれば動かないことはないだろうがあまりよろしくはないということだと思います。ですので是非、予備バッテリーというのがあるかと思っておりますのでそういうものを確保していただくようお願いを、この場でもしたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） それに絡むのですが、介護施設の事業所を福祉避難所として協力していただく場合、また、そこに設置されている自家発電システム、有るところ、無いところは様々だと思いますが、そういった所に町から発電システムなどへの導入に対しての補助金とかそういったことは、考えていらっしゃるでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 社会福祉施設、入所施設等々でございますけれども、通常、停電時の自家発電装置や無停電電源装置が設置されていたとしても、消防設備に関わる電源のみに接続をされているというようなケースがほとんどだと思います。長時間施設の運営に支障がないという規模の自家発電装置が設置されている施設は、少ないと思います。ちなみにおらが会さんに確認をしたのですが、消防設備のみに接続する装置というふうなことでございました。福祉避難所として位置づけするにあたっては、できれば、それなりの自家発電装置を設置することが望ましいと思っております。ちなみに、他

の入所施設では、町外になりますけれども令和2年度の国の第三次補正で予算が付いたのですけれども、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を利用して整備した施設もあるというふうにお聞きをしました。この事業は、国2分の1、町4分の1、事業者4分の1という補助率でございました。ほかにも、現存である補助事業でございますけれども、災害時に備えた社会的重要なインフラの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金というのがございまして、これは老人ホームですとか、避難所等も対象であり、最大で国が3分の2補助で上限5000万円というような事業もございまして、なるべく有利な補助事業の活用を計って社会福祉施設と検討してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、その点、有効な制度などを利用していただいて行政だけの負担ではなく、それぞれの事業者さんも負担いただくことになると思うのですが、より良い対応ができる環境をなるべく早めに構築できるように相互協力をしていただきたいと思います。それからですね、福祉避難所に関しては最後の質問になるのですが、福祉避難所これは1か所だけではないことが、重要だと私は考えております。対象となる様々な方々、それぞれに必要な環境が異なっています。そしてそれを考慮する必要性が今求められています。行政ではこのことを踏まえたくて、これから作っていただく支援計画、移動計画など様々ありますが、是非、被災された方々が本当に安心して頼れる行政としての機能をこれから是非とも作っていただきたいと思います。そのことに関して1か所ではなく複数箇所での設置を求めますが、その辺の考えは、いかがでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 現在、古間の地域交流施設につきましては、防災計画の指定避難所として位置づけているのですけれども、必要に応じて福祉避難所としても緊急時には使用できるように県に報告してあるところでございます。福祉避難所の指定にあたっては、国のガイドラインにもあるのですけれども、社会福祉施設、入所施設、デイサービスセンター、それから宿泊施設、小中学校や公民館施設などを指定することを想定してガイドラインが作られています。当然、古間の地域交流施設だけでは人員も足りませんし、機材もございませんので、そのような中で現在は社会福祉施設のおらが会さんと協定の交渉を進めているところでございます。なるべく近いうちに協定が締結するように努力してまいりますけれども、今のところ良い方向で協議させていただいておりますので、そのような状況です。以上でございます。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、本当に喫緊の問題ですので、早急なる対応をやっていただきたいと思います。最後にこれは、平成25年度のデータではあるのですが長野県下77の市町村の中で福祉避難所の指定ができているところが50か所なのですね。あれ

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

からだいぶ経っていますので更に増えているものと思います。是非、ほかの地域に遅れない形で福祉避難所の設置をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問に移ります。ここ何年も国内外においても気候の異常が問題となっています。このような状況の中で気候非常事態宣言の重要性、これはあると思うのですが、これに対してどの様に町の方では考えていらっしゃるのかをまずお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） お答えさせていただきます。先ほどですか、午前中のご質問にもありました気候変動に伴う対応ということですね、行政として、私も信濃町としても極めて大事なことだというふうに申し上げたところでございます。町単独ですね、非常事態宣言をするかというのは、今の段階では全く考えておりません。これはやはり、それはそれとしての意義があるだろうというふうには思うのですが、今の段階では、長野県がそういった同じような動きを、同じような動きと言いますか、非常事態宣言を出しているわけでございます。県として出しているわけでございますから私も県の構成の一町村としてですね、そのエリアの中で県と調整しながらしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） そうですね、午前中の答弁の中でも私も聞いておりましたが、長野県では白馬村を皮切りにして県内の少なくない自治体で気候非常事態宣言が採択されています。県が宣言していて、それに賛同しているということではありますが、信濃町は、これまでの同僚議員からの質問とは違うところの切り口なのですが、第3次信濃町温暖化防止計画というのを、この庁舎内というのかが行政の中でやっておられます。非常にこれも大切な取り組みで良い取り組みだと私は思っているのですが、特にこの信濃町、主要産業である観光業や農産業は、本当にこれは気候にもものすごく密接に関わっている、気候によって左右される、そういった業種になります。町としては、本当に真剣に取り組んでいらして、午前中のほかの同僚議員からの質問にもそれへの回答でかなり結果的には進んできているというのは、お聞かせいただいたのですが、是非ですね、町民にも頻度が高い。今後もこれらの産業を後押しする同じようなスタンスで取り組んでいく、官民一体になって、この問題に取り組んでいくというところで、この信濃町でも気候非常事態宣言を出して危機感といいますか、そういった問題意識を共有しながら行政だけではなくて、町民一体となって取り組んでいくことが、これから必要になってくるのではないかと私は思うのですが、その辺いかが思われるでしょうか。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 気候変動、異常気象、いわゆるCO2削減の問題、これはまさに官と言いますか、役場だけでできる問題ではありません。産業界も含め、そしてまた個人

令和3年第419回信濃町議会定例会9月会議 会議録（3日目）

の生活においてもですね、それぞれできることをどう実践していくか、それを結果としてどう結び付けていくかということだろうというふうに思います。したがって、今、片野議員さんが言われるような取り組みとすればですね、国県等々の取り組み内容もしっかりと把握しながら町として、どのような具体的な個々の課題点をですね、町民の皆さん方と共有して、こういうことを進めましょうというような、そのような具体例を示していかないといけないと思います。ただ、「CO2削減をお願いします」だけでは取り組みの取り組み方がなかなか難しいだろうというふうに思いますので、今後の中で私も行政の立場として、行政自身がやる部分、そしてまた、住民の皆さん個人個人がやる部分、企業がこういうふうに取り組んでいただける部分、それぞれの分野分野ですね、まとめながら総合的な結果を求めていきたいというふうに思っています。

●議長（佐藤武雄） 片野議員。

◆5番（片野良之） 是非ですね、そういった所を含めて町だけでなく住民も巻き込んだ形にもっていきけるように是非考えていただきたいと思います。また、私たち議員もそこには是非、協力していくと思います。私自身、協力していきたいと思います。例えばなのですが、町のリフォーム補助がありますが、そういったものに、このCO2削減に絡んだようなものがインフォメーションとして入ってくればもっと利用率が上がるし、そういったところでの対応も良くなってくるのではないかと気もするのですが、これを思いつきで今日の一般質問を聞きながらこういう方法もあるかなとふと思ったので、今それが良い悪い、やってくださいというわけではないのですが、そういったことも含めながら、行政の方でも考えていただければと思います。以上で私の一般質問を終わりとします。

●議長（佐藤武雄） 以上で、片野良之議員の一般質問を終わります。本日の一般質問を終わります。

念のため申し上げます。明日、9月7日の本会議、一般質問は午前9時45分より開会しますので、時間までにご出席ください。ご苦労様でした。

（午後4時05分 終了）